



◆作り手(耕作者)をさがしている人は
岩室営農センター(☎ 82-3702)へご相談ください

◆今月中に農業委員会（☎ 82-5719）
で手続きをすませましょう。

例えば…
んはできません。
haを耕作しているAさんと、
1 haを所有し、2 haをヤミ受
託しているBさんでは、同じ
3 haを耕作していても、稻作
所得基盤確保対策において、
次のような差がでます。

合併市町村の中には、岩槻
村と同様に、これまでヤミを
認めてきた市町村があるよう
ですが、いずれの市町村も、
平成17年産からは、認めなくな
った方向です。

ヤミで受託をしている人は、例年、年貢のやりとりがありますが、多くの場合、書面でのやりとりはないようですが。後々のことを考えて、世代がかわってトラブルが起きないよう、農業委員会を通して、正式な契約で、条件を明確にしておきましょう。

ノルマ措置

調整のメリシード位置として、『稻作所得基盤確保対策』及び『担い手経営安定対策』がつづらされました。ともに、減収した場合の価格、所得補てん措置として開設されています。この対策に加入できる面積についても、ヤミ部分は加入できず、あくまでも所有権及び利用権などの権原に基づいた面

※Aさん…257,400円	価格差の5割+固定300円／6kg あつた場合)
1,000円+300円=1,300円	
1,300円×198俵=257,400円	
※Bさん…85,800円	
1,000円+300円=1,300円	
1,300円×66俵=85,800円	

農地解放を経験している人にとっては、利用権などの契約を結ぶことによって「財産がとられるのでは」と思われている人がいるようですが、利用権等の契約は、作業等を委託するものであり、所有権等には、一切影響しません。

これまで

岩室村では、これまでいわゆるヤミでの受取託を認め、当該実耕作者に配分してきたが、平成16年産から国の制度が変わり、いわゆるヤミでの受取託部分については認められなくなりました。(16)

「米の數■配分は、これまで知室村では、ヤハリ、
での受託面積も含め、当該耕作者に、生産目標数量を配
分してきましたが、平成17年より、所有権及び利用権など
の権原に基づいた田んぼ上のみ、生産目標数量を配分す
る」とになります。

一米の数量配分は

これまで、ヤハラ農業者名義として数量が配分され、それに基づいて出荷されてきました。平成17年産からは、出荷名義も、所有権及び利用権など（使用収益権）の権原に基づいた人の名義で出荷することになります。したがって、出荷数量も権原に基づく数量が限度となります。

